

北海道文化賞及び北海道文化奨励賞候補者推薦に当たっての留意事項

- 1 北海道文化賞及び北海道文化奨励賞は、芸術・科学・教育だけでなく、建築や出版など、幅広い文化も対象としておりますので、受賞対象者として適切な方を推薦してください。
(自薦はできません。)
対象分野は、概ね次のとおりです。
 - ・芸術 — 音楽、演劇、美術、文学、舞踊等
 - ・科学 — 自然科学、社会科学等
 - ・教育 — 学校教育、社会教育等
 - ・その他 — 文化活動全般、文化財保護、まちづくり、建築等
- 2 被推薦者（以下、候補者という）は道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定されるものではありません。
- 3 推薦に当たっては、次の功績がある者を候補者としてください。
 - (1) 北海道文化賞
北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関し、特にその功績が顕著な個人又は団体を表彰するもので、概ね20年以上北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を有することが必要です。
 - (2) 北海道文化奨励賞
北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関し、その功績が顕著であって今後の活動が特に期待される者又は団体を表彰するもので、概ね10年以上北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を有することが必要です。
また、この賞については、新進・中堅に対する今後の活動への強い期待を表すものであることから、個人の場合、活動歴が10年以上であれば、20歳代、30歳代の方も対象になります。
- 4 過去に推薦されて受賞しなかった場合でも、再度、推薦することができます。
- 5 推薦者は、候補者が次の事項に該当しない旨を事前に確認のうえ、推薦してください。
(※北海道表彰事務取扱要領第2の3に規定する「表彰の対象としないもの」)
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
 - (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
 - (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
 - (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの
- 6 上記(6)に規定される事例は次のとおりです。
 - (1) 候補者自身又は候補者の関係する法人等が、
 - ア 警察官若しくは検察官等による取調べを受けてその処分が未定の場合又は刑事訴訟係

属中である場合

イ 刑罰又は行政処分を受けて一定期間を経過していない場合

ウ 公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定の場合、審理が係属中である場合、
審決等を受けて一定期間経過していない場合

エ 公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が終了していない場合

オ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合

カ 独占禁止法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合

キ 許認可取消し、営業停止等の行政処分を受けた場合

ク 不祥事等について報道があった場合

(2) 候補者の親族又は候補者の指揮監督下にある者が、候補者又はその関係する
法人等のために行った行為に関し警察官等による取調べを受けている場合、刑事訴訟
が係属中である場合又は刑罰を受けて一定期間経過していない場合

(3) 候補者自身が破産し、又は候補者の経営する法人等が倒産した場合

7 国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないもの
とします。

8 表彰推薦書の提出に当たっては、特に次のことに留意してください。

(1) 推薦書の記入について

「受賞にふさわしいと認める功績」、「経歴（又は沿革）」欄は、可能な限り詳細に記
入してください。

受賞歴については、個人または団体での受賞であることを明記し、団体での受賞の
場合は、受賞団体名を記載してください。

※別紙を添付して追加説明することは構いませんが、推薦書の当該欄を空欄とする
ことは避けてください。

(2) 参考資料の提出について（5点まで（厳守））

推薦者は、候補者の事績（業績）に関する資料（報道記事、人物評、著書、映像等）
など、選考委員が客観的に評価できるものを厳選し提出してください。

なお、報道記事はA4版5枚で1点と数えます。また、候補者が団体の場合は、当
該団体の規約、役員名簿を添付してください。

（規約及び役員名簿は、参考資料（5点まで）には含まれません。）

(3) 推薦書の提出先

北海道環境生活部文化局文化振興課へ提出してください。

(4) 推薦書提出の締切日

6月末日までとします。